

令和元年9月18日

各 位

市川市長 村越 祐民

(公印省略)

回 答 書

市川市塩浜地区海辺の利便施設基本計画策定業務委託の公募型プロポーザルの質疑書に対する回答は以下のとおりです。

質疑 No	質疑事項	回答
1	プロポーザル応募要項 (4頁 (2)企画提案を求める内容) 企画提案書は、以下のア) 及びイ) の事項について基本的な考え方を簡潔に記載し、とありますが、工程計画、実施体制、フロー等は記載の必要がないとのことで宜しいでしょうか。	今回の提案審査においては、工程計画、実施体制、フローは評価対象とはしておりません。
2	プロポーザル応募要項 (4頁 (2)企画提案を求める内容) 建築基準法第48条ただし書による許可を想定したとありますが、ただし書の条件等、現時点で想定しているものはありますでしょうか。あれば、ご教授ください。	本プロポーザルでは、この点を含めて提案を頂き選考したいと考えているため、建築基準法の内容と事例を踏まえた許可の可能性を検証の上、提案をお願いいたします。
3	プロポーザル応募要項 (5頁 (3)記入方法) 企画提案書 (A3版2枚) の正本1部は、法人名を記載し、押印するとありますが、企画提案書の2枚以外にかがみをつけて法人名、押印をして提出することによろしいでしょうか。	企画提案書に法人名を記載し、正本1部には押印をして下さい。
4	海辺の利便施設計画地現況図 計画地には、市道を含んでいますが市道は廃止の上、売却又は貸付等により漁協敷地と一体として施設の敷地とするのでしょうか？	計画地の市道部分については、道路区域の変更により道路区域から除外し、施設敷地とする予定です。
5	海辺の利便施設計画地現況図 漁協の敷地は、漁協の所有なののでしょうか？また、漁協の移転が前提なののでしょうか？	敷地の所有は市となっており、漁業協同組合事務所の移転を前提としています。

6	市川市塩浜地区海辺の利便施設基本計画策定業務委託仕様書（案） （3頁 関係期間協議資料の作成） 関係機関への協議に必要な資料の作成を行うとされていますが、特別な資料が必要な協議事項が見込まれているのでしょうか？	基本計画を策定するにあたり、市関係部署及びライフライン事業者への基本的事項（建築・開発条件、ライフラインの引き込み方法など）の確認に必要な資料を想定しています。
---	---	--